

令和7年4月1日から

建築確認等の申請手数料の一部を改正します

山梨県県土整備部建築住宅課

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正(令和7年4月1日施行)に伴い、建築確認申請手数料の一部を改正します。

《改正概要》

建築確認申請手数料に、建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合審査を行う場合に加算する手数料を新設します。(仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合が対象となります。)

＜建築確認申請の加算手数料＞

床面積の合計	手数料の額	
	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外の住宅
200㎡未満	¥12,000	¥22,000
200㎡以上 300㎡未満	¥13,000	¥36,000
300㎡以上 2,000㎡未満		¥57,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満		¥74,000
5,000㎡以上		

《注意事項》

※従来の建築確認申請手数料・検査申請手数料に変更はありません。

※建築確認申請時の加算手数料は、仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合に対象となります。建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合は加算されません。

※規模により省エネ基準への適合が除外されるものや、省エネ基準への適合審査が省略されるものは加算されません。

○建築確認申請等手数料額の一覧
裏面をご確認ください。

○新しい手数料の適用日

令和7年4月1日以降に申請するもの

※特定行政庁である甲府市、及び指定確認検査機関に申請する際の手数料は、甲府市又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》

山梨県県土整備部建築住宅課 建築審査担当

電話番号 055-223-1735

1.建築確認申請手数料・計画通知手数料

基本手数料			加算手数料 (住宅で仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合)	
種別	床面積の合計		一戸建ての住宅	
			床面積の合計	手数料の額
建築物	～ 30㎡以内		～ 200㎡未満	¥12,000
	30㎡超 ～ 100㎡以内		200㎡以上 ～	¥13,000
	100㎡超 ～ 200㎡以内		一戸建ての住宅以外の住宅	
	200㎡超 ～ 500㎡以内		床面積の合計	手数料の額
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内		～ 300㎡未満	¥22,000
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	¥36,000
	2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	¥57,000
	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内		5,000㎡以上 ～	¥74,000
	50,000㎡超			
建築設備等	建築設備			¥23,000
	(計画変更)			¥12,000
	小荷物専用昇降機			¥13,000
	(計画変更)			¥8,000
	工作物			¥17,000
	(計画変更)			¥10,000

2.中間検査申請手数料

種別	床面積の合計	手数料の額
建築物	～ 30㎡以内	¥16,000
	30㎡超 ～ 100㎡以内	¥19,000
	100㎡超 ～ 200㎡以内	¥24,000
	200㎡超 ～ 500㎡以内	¥33,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	¥41,000
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	¥55,000
	2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	¥88,000
	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	¥142,000
	50,000㎡超	¥290,000

3.完了検査申請手数料

種別	床面積の合計	手数料の額	
		(中間検査なし)	(中間検査あり)
建築物	～ 30㎡以内	¥16,000	¥16,000
	30㎡超 ～ 100㎡以内	¥19,000	¥19,000
	100㎡超 ～ 200㎡以内	¥25,000	¥25,000
	200㎡超 ～ 500㎡以内	¥45,000	¥43,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	¥59,000	¥56,000
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	¥80,000	¥75,000
	2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	¥127,000	¥122,000
	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	¥199,000	¥194,000
	50,000㎡超	¥403,000	¥398,000
建築設備等	建築設備		¥36,000
	小荷物専用昇降機		¥32,000
	工作物		¥31,000